

## 第2号様式

### 法令適用事前確認手続 回答書

平成29年12月11日

行政書士鈴木事務所  
所長 鈴木 隆広 殿

国土交通省自動車局安全政策課長  
国土交通省自動車局貨物課長

平成29年10月31日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

#### 記

##### 1 回答

照会にあったような事例であって、例えば、貨物を積載することなく稀に短時間行われるような場合等については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条及び第8条の対象にならない可能性が高いと考えられるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

##### 2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第2条第2項において、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を一般貨物自動車運送事業と定義し、法第3条において、当該事業を営もうとする者は許可を受けなければならないとしている。

なお、本回答については、事業の用に供しない車両を事業計画上の事業用自動車として配置することを容認するものではないことを申し添える。